

住宅税制一覧表

資料1

1 住宅借入金等特別控除（措法第41条）

居住開始年		住宅借入金等の 年末残高の 限度額	適用年	21年分	22年分	23年分	24年分	25年分	26年分	27年分	28年分	29年分	30年分	31年分	32年分	33年分	34年分
11年中		5,000万円	11年分 ～25年分		控除率：A×0.75% 限度額：37万5千円		控除率：A×0.5% 限度額：25万円										
12年中		5,000万円	12年分 ～26年分	控除率 限度額	A×0.75% 37万5千円		控除率：A×0.5% 限度額：25万円										
13年中	前期	5,000万円	13年分 ～27年分	控除率 限度額	A×0.75% 37万5千円		控除率：A×0.5% 限度額：25万円										
	後期	5,000万円	13年分 ～22年分	控除率 限度額	A×1% 50万円												
14年中		5,000万円	14年分 ～23年分	控除率 限度額	A×1% 50万円												
15年中		5,000万円	15年分 ～24年分	控除率 限度額	A×1% 50万円												
16年中		5,000万円	16年分 ～25年分	控除率 限度額	A×1% 50万円												
17年中		4,000万円	17年分 ～26年分	控除率 限度額	A×1% 40万円			控除率：A×0.5% 限度額：20万円									
18年中		3,000万円	18年分 ～27年分	控除率 限度額	A×1% 30万円			控除率：A×0.5% 限度額：15万円									
19年中	一般	2,500万円	19年分 ～28年分	控除率 限度額	A×1% 25万円			控除率：A×0.5% 限度額：12万5千円									
	特例	2,500万円	19年分 ～33年分	控除率 限度額	A×0.6% 15万円							控除率：A×0.4% 限度額：10万円					
20年中	一般	2,000万円	20年分 ～29年分	控除率 限度額	A×1% 20万円			控除率：A×0.5% 限度額：10万円									
	特例	2,000万円	20年分 ～34年分	控除率 限度額	A×0.6% 12万円							控除率：A×0.4% 限度額：8万円					
21年中	一般	5,000万円	21年分 ～30年分	控除率 限度額	A×1% 50万円												
	長期優良	5,000万円	21年分 ～30年分	控除率 限度額	A×1.2% 60万円												
22年中	一般	5,000万円	22年分 ～31年分		控除率 限度額	A×1% 50万円											
	長期優良	5,000万円	22年分 ～31年分		控除率 限度額	A×1.2% 60万円											
23年中	一般	4,000万円	23年分 ～32年分			控除率 限度額	A×1% 40万円										
	長期優良	5,000万円	23年分 ～32年分			控除率 限度額	A×1.2% 60万円										
24年中	一般	3,000万円	24年分 ～33年分				控除率 限度額	A×1% 30万円									
	長期優良	4,000万円	24年分 ～33年分				控除率 限度額	A×1% 40万円									
25年中	一般	2,000万円	25年分 ～34年分					控除率：A×1% 限度額：20万円									
	長期優良	3,000万円	25年分 ～34年分					控除率：A×1% 限度額：30万円									

(注) 1 Aは、住宅借入金等の年末残高の合計額を示す。
2 「一般」とは住宅借入金等特別控除(措法41①)を、「特例」とは住宅借入金等特別控除の控除額の特例(措法41③)を、「長期優良」とは認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例(措法41⑤)を示す。
3 控除額は、100円未満の端数切捨て。

2 特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除（措法41条の3の2）

居住開始年	増改築等 住宅借入金等の 年末残高の 限度額	適用年	21年分	22年分	23年分	24年分	25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
			控除率：A×2%+B×1%	限度額：12万円							
19年中	1,000万円	19年分 ～23年分									
20年中	1,000万円	20年分 ～24年分									
21年中	1,000万円	21年分 ～25年分									
22年中	1,000万円	22年分 ～26年分									
23年中	1,000万円	23年分 ～27年分									
24年中	1,000万円	24年分 ～28年分									
25年中	1,000万円	25年分 ～29年分									

(注)1 Aは、特定増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額（最高200万円）を示し、Bは、増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額からAを差し引いた残額を示す。
2 控除額は、100円未満の端数切捨て。

3 震災税特法第16条による計算方法

居住開始年	住宅借入金等の 年末残高の 合計額	適用年	21年分	控除率:右算式 限度額:35万円
16年中	3,000万円	16年分 ～21年分		

【算 式】

・ Aが、1,000万円以下のとき ・ ・ ・ A×2%（100円未満の端数切捨て）

・ Aが、1,000万円超2,000万円以下のとき ・ ・ A×1%+10万円（100円未満の端数切捨て）

・ Aが、2,000万円超のとき ・ ・ ・ A×0.5%+20万円（100円未満の端数切捨て）

（注）Aは、住宅借入金等の年末残高の合計額を示す。

4 住宅耐震改修特別控除（措法41条の19の2）

改修した年	【算式】	限度額
18年～20年	住宅耐震改修に要した費用の額×10% (100円未満の端数切捨て)	20万円
21年～25年	(住宅耐震改修に要した費用の額と住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額のいずれか少ない方の金額)×10% (最高200万円) (100円未満の端数切捨て)	20万円

5 住宅特定改修特別税額控除（措法41条の19の3）

居住開始日	【算式】		限度額	
21年4月1日 ～ 22年12月31日	省エネ 改修工事	(一般断熱改修工事等に要した費用の額と 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない方の金額)×10% (最高200万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合は最高300万円)) (100円未満の端数切捨て)	20万円 (太陽光発電設備 設置工事を含む 場合は30万円)	同一年中に両方 に該当する工事 を行った場合 20万円 (太陽光発電設備 設置工事を含む 場合は30万円)
	バリアフリー 改修工事	(高齢者等居住改修工事等に要した費用の額と 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない方の金額)×10% (最高200万円) (100円未満の端数切捨て) ※特定居住者に限る	20万円	

※ 住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除との選択制。
※ 平成21年分でこの控除を適用した者は平成22年分で適用できない。ただし、バリアフリー改修工事について、平成22年分に要介護状態の区分等が3段階以上上昇した場合等を除く。

6 認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41条の19の4）

居住開始日	【算式】	限度額
21年6月4日 ～ 23年12月31日	長期優良住宅の標準的な費用の額（最高1,000万円）×10% (100円未満の端数切捨て) ※控除しきれない金額がある場合は翌年に繰越可能。	100万円

※ 住宅借入金等特別控除との選択制。